

2021年2月24日

各 位

会 社 名 竹 本 容 器 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 本 笑 子  
(コード番号：4248 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 戸 田 琢 哉  
(TEL. 03-3845-6107)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の当社第70期定時株主総会に定款一部変更について議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款の一部変更

###### (1) 変更の理由

- ①株主総会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会の議長について、取締役社長に事故があるときの代行者の範囲に使用人を追加するものであります。
- ②インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できる規定を新設するものであります。
- ③その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

###### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

###### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2021年3月26日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	2021年3月26日（金）

以 上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>第18条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第5条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条～第12条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または使用人が議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (現行通り)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>第19条～第31条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第32条～第35条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第36条～第39条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第40条～第42条 (現行通り)</p>

以 上